



2016年の貨物としてのリチウム・バッテリー

ICAO Dangerous Goods Panel (国連・国際民間航空機構の危険物パネル-DGP/25) の第 25 回会議が 2015 年 10 月 19 日から 30 日の間、モントリオールで開催された。DGP 会議の二週目は殆んど、リチウム・バッテリーの取扱いに関する討議に費やされた。

討議の結果、ICAO DGP はリチウム・イオン電池並びにリチウム金属電池の輸送に関して、顕著な修正を加えることを提案している。ICAO DGP は、また、2015-2016 版の技術指針 (Technical Instruction) に Addendum (追補版) を発行することにより、修正のある部分は早めに実施すると提案した。

添付した文章は ICAO DGP が発表したリチウム電池に関する変更点、特に ICAO Technical Instructions 2015-2016 年版に Addendum を発行して早期に実施する項目に触れている。添付した文章に明確に示されているとおり、技術指針の内容を変更するには、更に Air Navigation Commission (ANC - 航空委員会) の賛同が必要であり、ICAO Council (ICAO 理事会) の承認も不可欠である。ANC に寄る精査は本年 11 月の下旬には取得できる見込みで、理事会の承認も 12 月もしくは 1 月早々に得られると予想されている。

添付の文章は IATA のホームページ www.iata.org/lithiumbatteries に掲載される。

リチウム電池の輸送や取扱いに従事している関係者に出来るだけ早く内容を知らせてほしい。もし、実施予定日、或は、その内容に変更があった場合には、直ちにお知らせをする。

2016年の航空貨物としてのリチウム・バッテリー

背景

ICAO Dangerous Goods Panel の第 25 回の会議 (DGP/25) は Montreal で 2015 年 10 月 19 日から 30 日の間に開催され、貨物としてリチウム・バッテリーを安全に輸送するための数多くの案を検討した。それらの中には、

- ・旅客機に貨物として UN3480 Lithium ion batteries の搭載を完全に禁止する案、
- ・包装基準 PI 965 と PI968 から Section II を完全に除去する案、
- ・リチウム・イオン・バッテリーの充電率 State of Charge (SOC) を 30%以下に抑える案、
- ・PI 965 Section II の規定に従って準備された UN3480 Lithium ion batteries と PI 968 Section II の規定に従って準備された UN3090 Lithium metal batteries を overpack に入れたてはならないと言う規定を除去する案

があった。

これらの提案は、アメリカ航空局の技術センター FAA Technical Centre が実施した実験により、現在旅客機の貨物室に搭載されているハロン消火剤では、大量のリチウム・イオン・セルの火災を鎮圧できない可能性があることから発生している。これらの実験の結果、大手の航空機メーカーは航空機の運航者に対して、より安全な輸送手段が設立されるまで、リチウム・イオン・バッテリー(UN 3480)は貨物として旅客機に搭載しないよう勧告を出した。また、自社の運航面から安全リスク・アセスメントを行い、適切なリスク回避の手段を設定することを勧告した。

DGP メンバーの大多数はリチウム・イオン・バッテリーを全面的に旅客機搭載から排除する案には賛同しなかった。規則をキチンと守っているシッパーに対して一方的に罰を与えているようで、排除するよりも、リチウム電池の輸送に関して、広い視野で他の問題を追究するべきと言う声からであった。DGP は充電率を 30% (SoC – State of Charge) に抑圧する案には賛同し、PI 965 及び PI 968 の Section II で準備された殆んど規制を受けない Lithium ion batteries と Lithium metal batteries の貨物については、1 AWB に 1 包装まで認めると言う制限を設けた。DGP はこれらの変更で、リチウム電池の航空輸送が今よりも遥かに安全になると言っている。

DGP は更に、UN3480 と UN3090 のリチウム電池の梱包について、包装物の強度の規格 (performance-based standards) を設定する作業に賛同した。包装物の強度の規格はまだ設定されていないが、DGP は充電率の要件と、規制を受けないリチウム・バッテリーの包装個数の制限は、ICAO Technical Instructions 2017-2018 版の発効 2017 年 1 月 1 日より前に、ICAO Technical Instructions 2015-2016 版に Addendum を出すことにより早目の実施となるよう提案している。

DGP/25 は UN3480 と UN3090 の追加の制限項目は 2016 年 4 月 1 日より実施すべきと提案している。(実施日は未定) DGP/25 の提案は、Air Navigation Commission (航空委員会) の賛同と、ICAO Council (ICAO 理事会) の承認が必要である。理事会が採択した日によって実施日は変更することがある。

リチウム・バッテリー規定の変更点

実施予定日: 2016 年 4 月 1 日 (変更があり得る)

1. UN3480, PI 965, Section IA と Section IB のリチウム・イオン・セルとバッテリーは充電率 (State of Charge – SoC) 30% を超えて発送してはならない。充電率が 30% を上回っているセルやバッテリーを輸送する時には、発地国政府、及び運送人の所属する国の政府の設立した条件が書かれた書面による許可が必要である。

Note: 充電率の算定方法とガイダンスは UN Manual of Tests and Criteria, 5th Revised Edition, Amend. 1 and Amend. 2, Section 38.3.2.3 に記載されている。

2. UN3480, PI 965, Section II Lithium ion cells もしくは Batteries は充電率 30% を超えて輸送に供せられていけない。

Section II によって準備された貨物は AWB 1 件当たり 1 包装を超えてはならない。

PI 965 Section II によって準備された貨物は 1 個を超えてオーバーパックには収納してはならない。オーバーパックの中に包装物を収納した際には、包装基準によって義務付けられているリチウム電池取扱いラベルが外から目視できるか、出来なければ、オーバーパックの外表面に貼られていなければならない。また、オーバーパックには OVERPACK の文字が書かれていなければならない。

3. UN3090, PI 968, Section II。Section II で準備された貨物は 1 AWB 当たり 1 包装を超えてはならない。

PI 968 Section II によって準備された貨物は 1 個を超えてオーバーパックには収納してはならない。オーバーパックの中に包装物を収納した際には、包装基準によって義務付けられているリチウム電池取扱いラベルが外から目視できるか、出来なければ、オーバーパックの外表面に貼られていなければならない。また、オーバーパックには OVERPACK の文字が書かれていなければならない。

4. PI 965 と PI 968 の Section II に従って準備された貨物は、他の貨物と離して運送人に渡さなければならない。運送人に引き渡す前に ULD に積み付けはならない。

Note: 器具と同梱のリチウム・バッテリー (UN 3481, PI966 及び UN 3091, I 969) もしくは器具に装着されているリチウム・バッテリー (UN 3481, PI 967 及び UN 3091, PI 970) の変更に関してはこの文章には記載されていない。これらに対する追加の変更点は別の機会に発表する。実施は 2017 年 1 月 1 日の予定。

DGP/25 の完全な報告書は、発行になり次第 DGP/25 の作業文章と共に、ICAO Website で閲覧できる。

<http://www.icao.int/safety/DangerousGoods/Pages/DGP25.aspx>

質問があれば、IATA Dangerous Goods Support Team (dangood@iata.org) にメールで照会のこと。

ホームページは www.iata.org/lithiumbatteries

以 上